

お 知 ら せ

(社) 日本電気協会 技術部

平成 24 年 2 月 3 日

「架空送電線路によるテレビ受信障害対策指針」(JEAG6101-1975)の廃止について

(社) 日本電気協会では、「架空送電線路によるテレビ受信障害対策指針」を電気技術基準調査委員会で審議・制定し、昭和 50 年 2 月に発行しました。

本指針は、架空送電線路によってテレビ放送波(アナログ放送)が反射又はしゃへいされるために起こるテレビ受信障害に対し、架空送電線路の設置者が取るべき措置を規定した指針として広く採用されておりました。

しかしながら、テレビ放送波については、アナログ放送が平成 24 年 3 月 31 日に完全デジタル化されることから、本指針はその役目を終了したと判断し、廃止を検討しております。

本指針の廃止について、何かご意見がございましたら、3 月 2 日までに(社) 日本電気協会 技術部までご連絡下さい。

連絡先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

(社) 日本電気協会 技術部 盛山

TEL : 03-3216-0553 FAX : 03-3214-6005 E-mail : sakaiyama@denki.or.jp